

# ○岩手県警察非常招集に関する訓令

(平成8年10月18日警察本部訓令第16号)

[沿革] 平成9年3月警察本部訓令第7号、12年3月第2号、15年10月第13号、18年7月第23号、25年2月第2号改正

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

岩手県警察非常招集に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察非常招集に関する訓令

岩手県警察非常招集に関する訓令（昭和47年岩手県警察本部訓令第12号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
  - 第2章 平素における措置（第5条・第6条）
  - 第3章 非常招集（第7条―第15条）
  - 第4章 非常参集（第16条―第19条）
- 附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この訓令は、岩手県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の非常招集及び非常参集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（非常招集の定義）

**第2条** この訓令において、「非常招集」とは、各種の犯罪、災害及び事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、これに対処するため職員の全部又は一部を招集することをいう。

（発令権者）

**第3条** 非常招集は、本部長が発令する。

- 2 警察本部の部長、課長等及び校長並びに署長は、必要により所属職員の非常招集を発令することができる。
- 3 発令権者は、非常招集の発令に当たっては、目的及び範囲を明確にして行うものとする。

（招集等事務責任者）

**第4条** 非常招集及び非常参集に関する事務は、警察本部にあつては当該事務を主管する所属の次長等、警察署にあつては、副署長又は次長（以下「招集等事務担当者」という。）が当たるものとする。

- 2 当直中における非常招集及び非常参集事務については、招集等事務責任者が登庁等するまでの間、当直班長又は当直責任者が行うものとする。

## 第2章 平素における措置

（伝達系統の確立）

**第5条** 所属長は、所属職員に対する非常招集命令の伝達方法を明らかにした伝達系統表を作成し、常に内容を整備しておかなければならない。

- 2 警察本部の課長等及び校長は、伝達系統表を警務部警務課長に送付しなければならない。

（資料の整備）

**第6条** 所属長は、次の資料を備えておかなければならない。

- (1) 岩手県警察非常招集に関する訓令
- (2) 伝達系統表
- (3) その他必要と認められるもの

### 第3章 非常招集

(招集の伝達等)

**第7条** 招集等事務責任者は、非常招集が発令されたときは、伝達系統表に基づき、所属職員に迅速かつ的確に伝達するほか、速やかに応招者を確認し、必要な配置をしなければならない。

(招集時の伝達事項)

**第8条** 非常招集は、次の事項を明らかにして伝達しなければならない。

- (1) 招集の目的
- (2) 応招の日時及び場所
- (3) 服装及び携行品
- (4) その他必要な事項  
(携行品等)

**第9条** 応招の際の携行品は、岩手県警察職員の服務倫理及び服務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第2号）第20条に定めるもののほか、手袋、懐中電灯、筆記用具印鑑及び必要と認められる額の現金とする。ただし、別命がある場合は、この限りではない。

(待機)

**第10条** 発令権者は、職員を非常招集する必要があると認められる事態が予想される場合は、関係職員に待機を命ずるものとする。

(連絡)

**第11条** 本部長は、非常招集を発令し、又は待機を命じたときは、直ちに東北管区警察局岩手県情報通信部長に対し、その旨を連絡するものとする。

(応召時の心得)

**第12条** 職員は、応招に当たり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 最も確実な方法により速やかに応招すること。
- (2) やむを得ない理由により応招できないとき、又は著しく遅れるときは、その旨を招集等事務責任者に報告すること。
- (3) 交番、駐在所及び警備派出所の勤務員は、不在中の公務の処理について必要な処理を講ずること。
- (4) 応招後の警察秘密保持に必要な処置を講ずること。
- (5) 応招途中の経路において、被災状況等の把握に努めること。

(招集の免除)

**第13条** 発令権者は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、非常招集を免除することができる。

- (1) 傷病中で招集に耐えられないとき。
- (2) 家族等に重態の傷病者があり、看護人がいないとき。
- (3) その他特別な理由があるとき。

(記録)

**第14条** 招集等事務責任者は、非常招集の状況について、非常招集及び非常参集状況記録表（様式）により、記録しておくものとする。

(訓練)

**第15条** 本部長及び署長は、非常招集について毎年1回以上必要な訓練を実施するものとする。

2 前条の規定は、前項の訓練について準用する。

### 第4章 非常参集

(参集)

**第16条** 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに所属部署等に参集して指揮を受けなければならない。

- (1) 県内に大規模災害は発生し、又は発生するおそれがあることを知ったとき。

- (2) 所属部署又はその付近に火災その他の災害が発生したことを知ったとき。
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第44条の警報又は同法第99条の武力攻撃災害緊急通報が発令されたことを知ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、非常参集を要すると認められる事案が発生したことを知ったとき。
- 2 所属長は、前項に定めるもののほか、非常参集すべき事案等を定めることができる。
- 3 第1項第1号に規定する参集対象事案及び区分は、次の表のとおりとする。

参 集 対 象		参 集 区 分
地 震	震度5強以上	全職員
	震度5弱	1 警備部警備課員 2 本部長が別に定める災害警備体制の要員 3 当該震度観測地域を管轄する警察署の全職員
津 波	警報発表	全職員
	注意報発表	1 警備部警備課員 2 沿岸地域を管轄する警察署の全職員

（参集者の確認等）

**第17条** 招集等事務責任者は、非常参集が行われた場合は、速やかに参集者を確認し、必要な配置等をするとともに、未参集者を招集しなければならない。

- 2 招集等事務責任者は、大規模災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害（以下「大規模災害等」という。）発生時においては、前項に規定する措置をとるほか、職員の被災状況を確認するものとする。

（参集場所）

**第18条** 参集場所は、所属部署とする。ただし、大規模災害等発生時において、所属部署が被災し、又は被災するおそれがある場合は、所属においてあらかじめ定める場所に参集するほか、災害による道路の途絶等により所属部署へ参集が困難な場合は、最寄りの警察施設に参集するものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、所属部署以外の場所に参集し、又は参集しようとするときは、自己の所属長に対し、自己の参集場所及び家族の被災状況を報告するものとする。

（準用規定）

**第19条** 第9条及び第12条から第15条までの規定は、非常参集について準用する。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第12条第3号の改正規定は、制定の日から施行する。

附 則（平成12年3月13日警察本部訓令第2号抄）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月10日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成15年10月10日から施行する。

附 則（平成18年7月10日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成18年7月10日から施行する。

附 則（平成25年2月19日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年2月19日から施行する。

